

カジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）の整備に当たっては
慎重な措置を講ずることを求める意見書

カジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）整備推進法（以下「ＩＲ法」とする。）は、国会会期の再延長や議決が未明にずれ込む等国会が混乱する中で成立しました。このような事態は大変残念であります。

ＩＲ法の成立により雇用増や経済活性化が図られ、さらには海外からの観光客を誘致することができるとするメリットがある反面、ＩＲ法にはギャンブル依存症を拡大させる懸念があることが指摘されています。

また、国民からは、このＩＲ法案の審議が短く、なぜ、こんなに急いで採決をしなければならなかったのか、疑問の声が多く寄せられているのも事実であります。

以上のことから、下記の事項に留意し、今後慎重な対応をされるよう強く要望いたします。

記

- 1 今後、政府が1年以内に法整備を実施するに当たっては、国民の声を十分に聴くとともに、慎重な制度設計をしていくこと。
- 2 ギャンブル依存症対策等カジノに伴う有害な影響を適切に排除するための措置をしっかりと講じ、国民の理解を得るものとする事。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣